平成２４年（フ）第２９１号
静岡県三島市初音台18番地の14
債務者　安東美裕起
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２９７号
静岡県田方郡函南町間宮338番地の２　白井アパート
債務者　丸山　政道
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３０１号
静岡県伊豆の国市田京705番地　メゾンＭＪⅠ102号
債務者　濱野　礼一
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４６１号
東京都八王子市元八王子町２丁目1442番地ハイムエスポワール103号
債務者　水谷ヨランダこと　水谷ヨランダ　アテンショ
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４２号
熊本県八代郡氷川町鹿島974番地
債務者　菅野百里子
1　決定年月日時　平成24年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月10日午前10時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第１７４号
釧路市住之江町12番156号
債務者　秋田梨恵子（旧姓鳥居）
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月17日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第３４６号
栃木県宇都宮市越戸３丁目７番７号
債務者　渡邊　芳雄
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４０５号
栃木県宇都宮市西の宮２丁目22番28号
債務者　前田　秀夫
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４１０号
栃木県芳賀郡市貝町大字赤羽2632番地59
債務者　菊地富士夫
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４３０号
栃木県宇都宮市関白町338番地
債務者　阿部　敏明
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４３３号
栃木県宇都宮市明保野町２番２号
債務者　吉澤　浩子
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４４２号
栃木県日光市板橋3293番地141、前住所栃木県日光市鬼怒川温泉大原698番地　清水ハイツ南棟201号
債務者　森　　雅典
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４４９号
栃木県鹿沼市緑町１丁目10番１号　緑町東市営住宅１号棟８号室
債務者　川田由美子
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２４年（フ）第１８８号
福岡県北九州市門司区片上町１番38号、前住所愛知県岡崎市上六名１丁目13番地５　セジュールむつな202
破産者　樫原　　薫
1　主文　当裁判所が平成24年６月29日になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「愛知県岡崎市上六名１丁目13番地５　セジュールむつな202、前住所愛知県岡崎市井田南町５番地５　セントビスタ北岡崎205」とあるのを「福岡県北九州市門司区片上町１番38号、前住所愛知県岡崎市上六名１丁目13番地５　セジュールむつな202」と更正する。
2　決定年月日　平成24年８月17日
名古屋地方裁判所岡崎支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第６３６号
東京都足立区日ノ出町27　４―701、住民票上の住所埼玉県川口市大字東本郷1347番地の７
破産者　梶原喜代治
1　破産債権の届出期間　平成24年９月11日まで
2　一般調査期日　平成24年９月25日午前10時30分
平成24年８月20日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係